

旧第 11 通学区 高等学校教育懇話会 開催要綱

1 目的

この懇話会は、長野県教育委員会が「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」において示したこれからの高校の学びのあり方等を踏まえ、旧第 11 通学区内の将来を見据えた高校教育について検討し、長野県教育委員会に意見・要望することを目的に開催する。

2 構成及び運営

(1) この懇話会は旧第 11 通学区の以下の役職者等により構成する。

- ・市村長
- ・市村教育長
- ・産業界の代表
- ・地域振興局長
- ・PTAの代表
- ・中学校長会の代表
- ・高等学校長会の代表
- ・その他地域の実情に応じた者

(2) 懇話会には座長及び副座長を置く。座長及び副座長は構成員から選ぶものとする。

(3) 座長は、懇話会を招集し、主宰する。

(4) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(5) 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(6) その他、懇話会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

3 開催期間及び構成員の任期

この懇話会の開催期間及び構成員の任期は、長野県教育委員会に意見・要望を提出するまでとする。

4 議事等の公開

会議は公開とする。ただし、座長の判断により一部非公開とすることができる。

5 事務局

この懇話会の運営のために長野県教育委員会と関係市村教育委員会で事務局を設置する。

なお、事務局の役割分担は次の各号のとおりとする。

(1) 県教育委員会 構成員の選任、会議用資料の収集・作成、会議の運営等

(2) 市村教育委員会 構成員の選任、会議の日程調整及び通知発出、会議の運営等

附 則

この要綱は令和元年 12 月 16 日より適用する。